

(情シ 18)
令和 2 年 8 月 25 日

都道府県医師会 情報システム担当理事 殿

日本医師会 常任理事
長 島 公 之
(公 印 省 略)

オンライン資格確認で利用する顔認証付きカードリーダーの
申込受付のお知らせについて（協力依頼）

拝啓 時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。日頃より会務運営に対しましてご高配を賜り深く感謝申し上げます。

さて、厚生労働省保険局医療介護連携政策課より、標記に関する情報提供および周知方協力依頼がまいりました。

令和 2 年 6 月 25 日付「医療情報化支援基金に関するポータルサイト開設のお知らせについて（協力依頼）」（情シ 10）において、令和 3 年 3 月から開始される医療保険のオンライン資格確認の導入に向けて、「医療機関向けポータルサイト」

(<https://www.iryohokenjyoho-portalsite.jp/>) が開設される旨をご連絡申し上げます。その後開設された当該ポータルにおいて、8 月 7 日より顔認証付きカードリーダーの無償提供の申込受付が開始されており、その旨をご案内するリーフレット（別添）が、9 月初旬に社会保険診療報酬支払基金（以下、支払基金）より各医療機関宛てに郵送される予定とのことです。

医療機関への顔認証付きカードリーダーの無償提供（診療所は 1 台、病院は 3 台まで）は、昨年創設された医療情報化支援基金（以下、支援基金）にて実施されますが、オンライン資格確認に対応するために併せて必要となる「資格確認端末（パソコン）の導入」、「オンライン請求用回線の導入または増強」、「レセコン、電子カルテ等の既存システムの改修」等については、全額補助ではなく、医療機関側に一部負担が発生することとなります（補助率や上限額につきましては、リーフレットや参考資料をご参照ください）。この補助金申請等の受付についても、今後当該ポータルで順次開始されることとなっております。

医療機関にとってオンライン資格確認への対応は義務ではありませんが、これによって形成される各医療機関と支払基金を繋ぐネットワークは、今後構築、展開される全国保健医療情報ネットワークの基盤となり得るものです。従いまして、日本医師会としては、支援基金を活用できる機会に、多くの医療機関にインフラ整備を進めていただきたいと考えております。しかしながら、医療現場でのオンライン資格確認の運用の詳細等、必要な情報が未だ十分ではありませんので、丁寧で分かりやすい情報提供を厚生労働省に求めているところです。

これに対し、厚生労働省では、当初予定していたオンライン資格確認に関する各地での説明会の開催がコロナ禍で難しい状況にあることから、説明用動画を制作中であり、9月中の公開を予定しているとのことです。

なお、今回無償提供の申請が開始された顔認証付きカードリーダーは、3つのメーカーの製品がラインナップされており、それぞれ仕様が異なることから、接続する資格確認端末(パソコン)のメーカーや機種との相性もあると推察されます。そのため、医療機関におかれましては、端末導入や既存システムの改修費用についてのみならず、顔認証付きカードリーダーの機種選定につきましても、申込の前に、既存の院内システムの導入事業者と十分にご相談いただく必要があるかと存じます。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、貴会管下の郡市区医師会ならびに会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

【別添資料】

- ・ 令和2年8月24日付厚生労働省事務連絡
「顔認証付きカードリーダーの申込受付のお知らせについて（協力依頼）」
- ・ 医療機関向けリーフレット
「オンライン資格確認導入に向けたご案内 Vol.02」
- ・ 参考資料
「健康保険証の資格確認がオンラインで可能となります
～オンライン資格確認導入の手引き～【医療機関・薬局の方々へ】
令和2年8月時点」

以上